

令和6年5月10日	資料 4
第3回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

## 論点案について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

# 第1回、第2回検討会の主なご意見

## 労働安全衛生法に基づく健診の目的等

---

### <労働安全衛生法に基づく健診の目的>

- 検討にあたっては、労働者の安全と衛生の確保という労働安全衛生法の目的を軸に考えることが大前提である。
- 業務が原因で労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐために必要な項目は何かを医学的なエビデンスに基づき検証する視点、これが最も重要ではないか。

### <労働安全衛生法に基づく健診の役割>

- 労働安全衛生法は、健診の実施のみならず、本人の結果通知、医師の意見聴取とそれに基づく適切な措置を講じること、脳・心臓疾患の発症などの防止までも求めるものであり、一連のサイクルの端緒となる一般健康診断の果たす役割は大きい。

### <労働安全衛生法に基づく健診項目の対象>

- 事後措置に繋がらない項目や、事後措置の運用が実務上困難な項目は不適當。
- 健康増進の取組を進めていく上で、一般健診に関しては、制度の本来の主旨にのっとり、業務起因性を前提として、必要最低限の項目にとどめていただき、一般健診とそれ以外の健康経営に関する取組が相まって、従業員の健康維持・管理ができていく仕組みをしっかりとくみ上げていくことが、現実であり重要ではないか。

# 第1回、第2回検討会の主なご意見

## 労働安全衛生法に基づく健診の要件等

---

### <労働安全衛生法に基づく健診の要件>

- 健康診断の項目は単に目的に対して有効というエビデンスがあるだけではなく、事後措置ができること、精度管理が適切にできること、コストが許容できること、巡回健診で実施可能である、といったたくさんの条件を充たすことが必要。そのため、ただ有効であるエビデンスがあるというだけでは、なかなか議論ができない。

### <労働安全衛生法に基づく健診の情報取扱>

- 労働安全衛生法に基づく健康診断は、疾病スクリーニングではなく、健康管理措置のために実施するものであって、結果は事業者が把握しなければならないことになっている。女性の活躍や疾病対応は重要課題ではあるが、健診項目については、現行の法令でも網羅可能となっており、健診項目に女性の健康関連のものを組み込むことについては、事業者に一律その結果が知られるということになる。その点、女性労働者がどう思うか、女性の活躍という目標に直結するかどうかを踏まえて、適切な健診項目と運用方法を検討していくべき。

### <検討の際に重要視すべきエビデンスについて>

- 仕事とどう関係をするかと言ったときに、仕事自体がすごく多様なために、特定の仕事に対してのエビデンスがあっても、幅広いエビデンスを出すことが非常に難しい。したがって、エビデンスは必要ではあるが、一方で、エビデンスとしてはどのようなものが価値があるのかということは議論しながら扱っていかねばいけないと考える。
- この健診の必要性を考えるに当たり、死亡率という話が出てきていますが、やはり就労状況に対しての、仕事場にいるがちゃんと働けないという、そういうことについての評価が必要なのだろうと感じている。

# 論点案

## 本検討会の検討事項（検討会開催要綱より）

- （1）最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- （2）労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- （3）その他関連する事項について

## 論点案（今回の議論を踏まえ充実する予定）

### ○女性の健康に関する事項

- ・更年期、月経困難症に係る問診について
- ・他、女性の就業率向上に着目した検査項目について

### ○現行の健診項目等について

### ○その他労働者の健康確保に必要な健診項目について

※他の法令に基づく健診・検診の項目については検討対象外

## 健診項目を検討する際の要件、着眼点案

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

また、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。 出典：「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）

- **対象とする健診項目**：検討する健診項目（以下、「検査」という。）で分かる健康に関連する事象（以下、「健康事象」という。）は何か。※対象となる健康事象について原則として無症状であること
- **業務起因・業務増悪**：検査で分かる健康事象又は検出可能な危険因子が業務に起因するもしくは業務によって増悪するか。
- **事後措置**：検査によって有所見とされた者に対して、事業者が実施できる事後措置（就業上の措置）は何か。過度に就業制限をかけることの不利益可能性はないか。
- **検査の目的、対象、方法**：検査の目的と対象集団、検査方法、検査頻度が明確か。
- **検査の精度及び有効性、基準値**：検査の精度及び有効性、適切な基準値が示されているか。
- **健診の運用**：検査は巡回健診でも実施可能か。対象となる労働者全員に対して実施可能か。
- **検査費用**：検査の1件あたりに要する費用を事業者が許容できるか。
- **健康情報の把握**：結果を事業者が把握することになるが、事業者が把握する健康情報として許容できるか。

※ 労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている

# 健康診査の満たすべき要件（健康診査等指針）について

第1回 健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキンググループ

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号）において、以下の要件が示されている。

健康事象	(1)	対象とする健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）が <b>公衆衛生上重要</b> な課題であること。	健診・検診プログラム （教育、検査、診断、事後措置、プログラム管理を含む）
	(2)	対象とする健康事象の機序及び経過が理解されており、当該健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、 <b>検出可能な危険因子及びその指標が存在</b> すること。	
	(3)	対象とする健康事象又は検出可能な危険因子に対して <b>適切な検査及び診断法が存在</b> し、かつ、科学的知見に基づいた効果的な <b>治療及び介入を早期に実施することにより、より良好な予後をもたらすことを示す科学的根拠がある</b> こと。	
	(4)	対象となる健康事象について原則として <b>無症状</b> であること。	
検査	(5)	検査の目的と対象集団が明確であり、社会的に妥当な検査であること。	
	(6)	検査が簡便かつ安全であり、 <b>精度及び有効性が明らかで、適切な基準値</b> が設定されていること。	
	(7)	検査を実施可能な体制が整備されていること。	
事後措置 <small>（治療・介入）</small>	(8)	<b>事後措置</b> （健康診査の結果等を踏まえた精密検査、保健指導等をいう。以下同じ。）の対象者の選定及び当該措置の実施方法の設定が科学的根拠に基づきなされていること。	
	(9)	事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。	
	(10)	健診及び検診に関するプログラム（以下「健診・検診プログラム」という。）は、教育、検査診断及び事後措置を包括し、臨床的、社会的及び倫理的に許容されるものであること。	
	(11)	健診・検診プログラムは、危険性を最小限にするための質の保証がなされており、起こり得る身体的及び精神的不利益を上回る利益があること。	
	(12)	健診・検診プログラムの適切な運用（モニタリング、精度管理等を含む。）を実施する体制が整備されていること。	
	(13)	健診・検診プログラムの <b>公平性及びアクセス</b> が対象集団全員に対して保証されていること。	
	(14)	健診・検診プログラムを継続して実施可能な人材及び組織体制が確保されていること。	
	(15)	健診・検診プログラムの対象者に対し、検査結果及び事後措置に関する科学的根拠に基づく情報が提供され、当該情報を得た上での自己選択及び自律性への配慮がなされていること。	
	(16)	健診・検診プログラムを実施することによる <b>死亡率又は有病率の減少効果に関して質の高い科学的根拠がある</b> こと。	
	(17)	健診・検診プログラムに要する <b>費用が社会的に妥当</b> であること。	
	(18)	健診・検診プログラムに関し、実施頻度、検査感度等に影響を与える検査手法の変更をする場合には、科学的根拠に基づく決定を行うこと。	

※分類は、「特定健康診査・特定保健指導の在り方について（これまでの議論の整理）」（平成28年11月8日第8回特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会参考資料1）に準じて設定